

資格喪失後に国民健康 保険での受診をしないで

次の場合、市の国民健康保険で医療機関などでの受診はできません。

◆職場の健康保険に加入したとき

職場の健康保険の認定年月日以降（交付日ではありません）

◆他市町村へ転出したとき

転出先の市町村で交付される資格
確認書または資格情報のお知らせ
の「資格取得日（もしくは適用開
始年月日）」以降

資格喪失後に市の国民健康保険で
診療を受けると、本来、職場の健康保
険や転出先の市町村が負担すべき医療
給付分（医療費の7～8割）を、市が
医療機関などへ支払います。市が支
払った分は、受診当時の世帯主が市に
返還しなければなりません。

新しい資格確認書などが届く前に
病院で受診するときは、医療機関や
新しい健康保険の保険者へ事前に相
談してください。

●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

フードドライブに協力してください

家庭に眠っているまだ食べられる食品の提供に協力してください。

●フードドライブとは？

家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている福祉施設や子ども食堂などに寄付する運動で、食品ロスを減らす効果も期待されています。

●期間 4月7日(月)～11日(金)

●場所 ◇市役所新館1階エレベーターホール ◇市内各コミュニティセンターの回収BOX

●受け入れ可能な食品

次の全てに当てはまるもの

- ◇未使用・未開封のもの
- ◇賞味期限が1カ月以上あるもの
- ◇常温保存可能なもの
(例)◇穀類（米・パックご飯・小麦粉 など）
 - ◇乾麺（パスタ・素麺 など）
 - ◇乾物（海苔・鰹節・豆類・ふりかけ など）
 - ◇缶詰・レトルト・インスタント食品
 - ◇粉ミルク・離乳食・ソース など
 - ◇飲料（お茶・コーヒー・ジュース など）

●受け入れできない食品

- ◇開封されているもの
- ◇賞味期限が1カ月未満のものや記載されていないもの
- ◇生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜）
- ◇冷蔵・冷凍食品
- ◇アルコール（みりん・料理酒除く）

●問い合わせ先

循環型社会推進課 生活環境・最終処分場担当 ☎(580)1889



※画像はイメージです
(実際とは異なる場合があります)

